

到達目標の見直し等に関する 作業班の検討結果

見直しの具体的方法

- 第1回新人看護職員研修ガイドライン（以下ガイドラインとする）の見直しに関する検討会におけるご意見を踏まえ、ガイドラインの到達目標の見直し等について、3回に渡って検討した。
- 検討に際して、各項目の表現や内容、到達の目安は、施設規模や機能にかかわらず、新人看護職員が到達することが望ましいと考えられる標準的なものとするを前提とした。

作業事項

1. 到達目標の各項目について、以下の事項の修正の要否を検討する。
 - （1）到達の目安「Ⅰ：できる」「Ⅱ：指導の下でできる」「Ⅲ：演習でできる」「Ⅳ：知識としてわかる」の設定
 - （2）「一年以内に経験し修得を目指す項目」（★）
 - （3）各項目の表現や内容
2. 到達目標の項目の細項目作成プロセスの例示を追加する。
3. その他

作業方針

1. 到達目標の各項目の見直しについて
 - 到達目標の到達状況、実施頻度、妥当性、妥当でない理由などを参考に検討を行う。
 - 各項目の表現や内容について、新人看護職員に求める内容として適切か、具体的な内容となっているか、などの視点で検討する。
 - 各項目の表現や内容、到達の目安について、前後の項目や関連する項目との整合性を検討する。
 - 各項目の順序性は適切か検討する。
 - 看護基礎教育における卒業時の到達目標との整合性について検討する。
2. 細項目作成プロセスの例示について
 - 到達目標を設定する上で考慮する項目の具体的内容及び到達目標の設定手順を検討する。
3. その他
 - 評価時期・評価方法の検討、ガイドラインの到達目標の設定手順の掲載箇所の検討などを行う。

作業班における検討結果（案）の概要

1. 到達目標の各項目について（別添1）

（1）到達の目安の変更

○「Ⅱ:指導の下でできる」→「Ⅰ:できる」（9項目）

○「Ⅲ:演習でできる」→「Ⅱ:指導の下でできる」（4項目）

（2）「1年以内に経験し習得を目指す項目」（★）の見直し（4項目）

（3）到達目標の項目の表現の変更（7項目）

（4）死亡時のケアに関する技術項目を追加

2. 到達目標の設定手順について（別添2、別添3）

（1）設定手順の全プロセスの例示の追加

到達目標の細項目作成部分だけでなく、それに至るまでの全プロセスについて考慮する事項や検討の流れの例を追加。

（2）到達目標の細項目作成プロセスの例示の追加

救命救急処置技術の「チームメンバー応援要請」を例に、到達目標を設定する上で考慮する事項や到達目標の設定手順を追加。

（3）掲載順序の見直し

到達目標の設定手順について一層の理解を促すため、ガイドラインの掲載順序を見直し、到達目標の各項目の一覧表の前に例示を掲載。

3. 評価について（別添4）

（1）評価時期について

目的や状況に応じて各医療機関が到達目標の評価時期を設定するものであることをガイドラインに追記。

（2）評価方法について

評価者として他職種や患者も考えられる旨をガイドラインに追記。

第1回新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会での主なご意見 (到達目標の見直しに関するご意見のみ抜粋)

到達目標の項目について

- 「看護職員として必要な基本姿勢と態度」に示されている、「患者のニーズを身体、心理、社会的側面から把握する」や「患者・家族が納得できる説明を行い、同意を得る」の項目は、新人看護職員の到達目標として考えると、例えば「配慮ができる」や「意識ができる」などの表現とすべきではないか。
- 表現を具体的にすることで評価もしやすくなるのではないか。
- 「看護職員として必要な基本姿勢と態度」について、具体的に見える行動で評価できるような評価項目とすべきではないか。
- 単科の病院では当ガイドラインの到達目標の項目が現場と合致しないといったこともあるかもしれないが、規模や機能に関わらず到達することが望ましいものとして到達目標を設定し、各施設の状況に応じた項目を追加するという考え方が望ましいのではないか。

評価方法について

- 評価者について、患者や他職種の評価も必要ではないか。
- 1年間の中でも、どの項目をどの時期に達成することが望ましいのか、時期の目安も示すほうが研修計画を立てやすいのではないか。

その他

- 当ガイドラインの到達目標の項目は大きいので、各施設でそれをどのように細分化して研修を組み立てていけば良いのか、活用例を示すことも研修推進に効果的ではないか。